

三重県営総合競技場（愛称：三重交通G スポーツの杜 伊勢）等指定管理者選定委員公募要領

（目的）

第1条 この要領は、三重県都市公園条例第十四条の七第一項及び三重県営鈴鹿スポーツガーデン等指定管理者選定委員会規則第一条に規定する指定管理者の選定に関する委員会（以下「三重県営総合競技場（愛称：三重交通G スポーツの杜 伊勢）等指定管理者選定委員会」という。）の選定委員（以下「委員」という。）の公募に関する必要事項を定めるものとする。

（委員の公募）

第2条 三重県知事は、必要に応じて委員のうち1名を公募により決定し委嘱することができる。

（応募者の資格）

第3条 公募による委員（以下「公募委員」という。）に応募しようとする者は、次の各号全てに該当していなければならない。

- (1) 県内に居住、通勤又は通学する者
- (2) 令和5年4月1日時点で年齢満18歳以上の者（高校生は除く）
- (3) 国及び地方公共団体の議員及び常勤の公務員でない者

（公募の方法）

第4条 公募委員に応募しようとする者は、指定された期日までに次の書類を提出するものとする。

- (1) 三重県営総合競技場（愛称：三重交通G スポーツの杜 伊勢）等指定管理者選定委員応募書（別紙）
- (2) 指定された題目の作文

（選考会議の設置）

第5条 公募委員を選考するために、「三重県営総合競技場（愛称：三重交通G スポーツの杜 伊勢）等指定管理者選定公募委員選考会議」（以下「選考会議」という。）を設置するものとする。

2 選考会議は、次に挙げる職にある者をもって構成する。

- (1) 地域連携・交通部スポーツ推進局 次長兼スポーツ推進課長
- (2) 地域連携・交通部スポーツ推進局 スポーツ推進課 副参事
- (3) 地域連携・交通部スポーツ推進局 スポーツ推進課 課長補佐兼総務企画班長
- (4) 地域連携・交通部スポーツ推進局 スポーツ推進課 スポーツ推進班長

3 選考会議には、選考委員長を置き、スポーツ推進局次長の職にある者をもって充てる。

4 選考会議は、必要に応じ、選考委員長が招集する。

（公募委員の任期）

第6条 公募委員の任期は、別に定める委員の任期と同じ期間とする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、選考会議の議事、その他の運営に関する事項については、必要に応じて、その都度定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月19日から施行する。

